

杉妻会館空調設備改修工事実施設計業務
入札説明書

地方職員共済組合福島県支部

この入札説明書は、杉妻会館空調設備改修工事実施設計業務の委託について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）及び地方職員共済組合法施行規程（以下、「規程」という。）、福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）の規定に基づき、入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者）

地方職員共済組合福島県支部長 内堀雅雄

2 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

杉妻会館空調設備改修工事実施設計業務 一式

(2) 業務の仕様等

建築関係設計業務委託特記仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 完成期限

契約の日から 1 0 0 日間

3 入札者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格を受けた者であること。

(1) 福島県建設工事等請負有資格業者名簿（県内測量等）に登載されている者のうち申込業種が建築設計に登録されている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 3 に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更正手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定の後に入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

(5) 過去 10 年以内に、公共施設等における建築設計に関する業務の全部又は一部について、国、地方公共団体又は地方職員共済組合福島県支部と契約し、履行した実績がある者であること。

4 入札者の審査等に関する事項

(1) 入札者は、3 に掲げる必要な資格の確認を受けるため、次に示す書類を 5 (1) に掲げ

る場所に持参、郵送又はメールにより提出し、入札者に必要な資格の確認を申請すること。

なお、資料作成等に要する費用は入札者の負担とし、いったん受領した書類は返却しないものとする。

このほか、必要に応じて入札参加資格を確認するための書類の提出又は聴取等を求めることがある。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式１）

イ 法人登記事項証明書又はその写し（提出日より３ヶ月以内のものに限る。）

ウ 契約実績証明書（様式６）

エ 会社概要（任意様式）

オ 資格確認通知書返信用封筒

（表に申請書の住所及び商号又は名称を記載し、110円切手を貼った長形３号封筒）

(2) 前項の書類は、令和７年１０月２９日（水）から令和７年１１月５日（水）（持参する場合は、土曜日・日曜日・祝日を除く午前８時３０分から午後５時１５分）までに提出すること。郵送による場合は、書留郵便とし、上記必着とする。

なお、期日までに当該申請を行わなかった場合は、本件入札に参加する資格が与えられないので、十分に注意すること。

(3) 一般競争入札参加資格審査の結果については、一般競争入札参加資格確認通知書（様式２）により、令和７年１１月６日（木）以降、入札者に対して通知する。

5 入札日時等

(1) 入札に関する書類の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の閲覧場所及び問い合わせ先

郵便番号 ９６０－８６７０

住 所 福島県福島市杉妻町２番１６号 西庁舎４階

地方職員共済組合福島県支部（福島県総務部福利厚生室）

電 話 ０２４－５２１－７０３９

F A X ０２４－５２１－７９０７

電子メール fukurikousei@pref.fukushima.lg.jp

(2) 入札説明書及び入札等関連資料の閲覧期間

公告の日から令和７年１１月１３日（木）まで（土曜日・日曜日・祝日を除く午前８時３０分から午後５時１５分）

(3) 入札及び開札の日時、場所

日時 令和７年１１月１７日（月）１０時００分

場所 福島県自治会館７階 健康推進室（福島市中町８－２）

(4) 郵便による入札の場合の提出期限等

ア 宛先 〒960-8670

福島県杉妻町2番16号 西庁舎4階

地方職員共済組合福島県支部（福島県総務部福利厚生室） 行

イ 郵便局差出期限日 令和7年11月11日（火）

ウ 配達指定期日 令和7年11月14日（金）

6 入札書の提出方法

(1) 入札書の提出方法について

ア 持参の場合

入札者は、指定の入札書（様式3）に必要事項を記載し封緘し、かつ、封筒の表側に開札日、事業名、商号又は名称及び住所、担当者名、連絡先（電話、FAX）、「入札書在中」の旨を記載し、5(3)に定める指定日時及び指定場所へ持参すること。

イ 郵送の場合

（ア）一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により配達日指定郵便で行うこと。

（イ）提出は、外封筒と中封筒の二重封筒とすること。

（ウ）中封筒には、指定の入札書（様式3）に必要事項を記載し封緘の上、封筒の表側に開札日、事業名、商号又は名称及び住所、担当者名、連絡先（電話、FAX）、「入札書在中」の旨を記載すること。

（エ）外封筒には上記（ウ）を封緘の上、封筒の表側に開札日、事業名、商号又は名称及び住所、担当者名、連絡先（電話、FAX）、「入札書在中」の旨を記載すること。

（オ）宛先、郵便局差出期限日、配達指定期日は5(4)のとおり。なお、郵便局差出期限日は、内国郵便約款上、実際に郵便局に差し出すことが可能な日と異なる場合があるため、事前に、地方職員共済組合福島県支部が指定した配達日指定期日に配達日を指定できるか、差出しをしようとする郵便局に必ず確認すること。

(2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）の写し

イ 委任状（様式4） 代理人が出席し、入札する場合

ウ 入札保証金を納付した領収書又は保証保険による免除申請者は入札保証金納付免除関係書類

(3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載及び代表者の押印（外国

人の署名を含む。以下同じ) をすること。押印を省略する場合は、「本件責任者及び本件担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

ウ 記載事項を加除訂正した場合は、訂正印を押印すること。ただし、入札金額についてはこれを認めない。

エ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。押印を省略する場合は、「本件責任者及び本件担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

7 入札保証金

(1) 入札保証金の額は、入札書に記載する項目ごとの入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の合計額の100分の3以上の額であること。

(2) 入札保証金は、現金(現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出されたもの又は支払保証をしたものに限る。)で納めるか、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

(3) 財務規則第249条第1項各号(別記)のいずれかに該当する場合、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

なお、入札保証金納付の免除を希望する者は、4(2)に掲げる期日までに、以下の書類を5(1)に掲げる場所に提出すること。ただし、入札保証保険により免除申請をしようとする者はこの限りではない。

ア 入札保証金納付免除申請書(様式5)

イ 契約実績証明書(様式6)

(4) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則第251条及び第253条による。

8 入札方法及び開札等

(1) 開札は、5(3)で指定する日時及び場所で行う。

(2) 開札に先立ち、入札者は一般競争入札参加資格確認通知書の確認を受けるものとする。なお、入札保証金を納付する者は、納付した領収書を提示して確認を受けること。

(3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

(4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付することができるものとする。ただし、入札者に郵便入札がある場合については、別途通知する日に再度入札を行うものとする。

(5) 再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合、随意契約に移行することができるものとする。

9 入札者に要求される事項

入札者は、4 (1)に掲げる書類を提出し、一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）により入札参加資格があると認めた者とする。また、入札者は、開札の前日までの間において提出した書類に関し、地方職員共済組合福島県支部長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札心得

- (1) 入札者は、入札公告、入札説明書、仕様書等を熟知の上、入札しなければならない。
- (2) 入札者は、代理人をして入札する場合は、その委任状（様式4）を持参させ、確認を受けなければならない。
- (3) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (4) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。
 - ア 契約の履行に当たり故意に不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を著しく害し若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 契約の適正な履行の確保又は給付の完了の確認をするための必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。

ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。
- (6) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。

ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。
- (7) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回することができない。

11 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

12 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 3の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (6) 記名、押印を欠く入札(押印を省略する場合の、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載のない入札も含む)
- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (9) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (10) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (11) その他、地方職員共済組合福島県支部において特に指定した事項に違反した入札

1 3 落札業者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の総価をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

1 4 契約保証金に関する事項

- (1) 落札者は、項目ごとの契約金額の合計額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出されたもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券の提出を提出するものとする。
- (3) 財務規則第229条第1項各号（別記）のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則第231条及び第233条による。

1 5 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書（案）に記名押印

し、関係書類を添えて落札決定日の日から7日以内に契約者に提出しなければならない。ただし、契約権者の書面による承諾を得たときは、この期間を延長することができる。

(2) 契約の確定時期は地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。

(3) 落札者が15(1)に規定する期間内に契約書(案)を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

16 契約条項

契約書(案)による。

17 その他

(1) 入札者は仕様書等について疑義がある場合において、一般競争入札仕様書等に関する質問書(様式8)により、説明を求めることができる。

質問書によるものは、一般競争入札仕様書等に関する回答書(様式9)により回答するほか、地方職員共済組合福島県支部(福島県総務部福利厚生室)のホームページに掲載する。

受付期間 令和7年10月29日(水)から令和7年11月5日(水)まで

受付方法 持参、郵送、電子メール又はFAX

受付場所 5(1)に掲げる場所

回答予定日 令和7年11月7日(金)

(2) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。なお、この場合における損害は、入札者の負担とする。

(3) 入札から落札者の決定までに入札者が3に示す要件を満たさなくなったときは、当該入札者は落札者とししない。

(4) 本入札説明書受領者は、本入札手続き以外の目的で次の行為を行ってはならない。

ア 本説明書の第三者への閲覧、貸与又は譲渡

イ 第三者への配布を目的とした本説明書の複写

ウ 第三者への本説明書複写物の配布

18 当該業務委託契約に関する事務を担当する部署

5(1)に同じ。